

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	自動車臨時運行の許可		
根拠法令及び条項	道路運送車両法第34条第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市自動車臨時運行許可事務取扱要領 (許可証及び番号標の回収) 第10条 許可期間満了の日から起算して5日を経過しても返納されない許可証及び番号標があるときは、適宜の方法により速やかに回収をするよう措置を講じなければならない。 2 前項により督促しても返納されない場合には、道路運送車両法第108条に基づき、取締り及び告発の手続を取ることができる。		
処分基準 設定年月日	昭和49年 8月12日	処分基準 最終変更年月日	令和8年 2月12日
所管部署	市民文化部 ハイサイ市民課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。